

様式2

第 号

## 県の回答（対応状況等）

2025年12月18日

（ご意見標題）やんばるにおける外来種防除や生物密輸問題について

（担当課）環境部自然保護課

（ご意見要約）

### 1 外来種防除について

- (1) 捕獲や射殺を判断及び実行する部署を決め、外来種侵入後、迅速に対応できる仕組み作りが必要
- (2) 侵略性の高い動物が定着した場合、世界自然遺産抹消の可能性もあることから、やんばる地域周辺の動物飼育許可の見直しが必要

### 2 生物密輸について

生物の密輸が増加していることから、抑止力になるよう罰金を増やすべき

（回答）

#### 1(1)について

外来種を含めたシカ等の野生鳥獣の捕獲については、鳥獣保護管理法に基づき、場所や種などに応じて、捕獲許可の申請先が国または県と決まっており、所管部署については、国では環境省九州地方環境事務所、県では環境部や農林水産部となっております。野生の鳥獣については移動することから、県、国や村で目撃情報があった場合の情報共有や対応の協議を行っております。

また、外来生物については外来生物法に基づき、防除等侵入防止の措置を講じております。

#### 1(2)について

外来生物であって、生態系へ被害を及ぼすもの等として指定された特定外来生物については、外来生物法に基づき飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他取扱いが規制されています。

また、動物の展示等を行う動物取扱業を行う場合には、動物愛護管理法に基づく登録が必要であり、当該業務を行う県動物愛護管理センター等により、飼養する施設、逸走防止の措置及び動物の飼養状況の確認などを適宜実施しているところで

す。

動物の所有者の責務や動物取扱業の登録制度等を規定する動物愛護管理法については、環境省において中央環境審議会等で専門家のご意見も踏まえた上で検討し定められたものと承知しております。県においては適切な飼養管理に向けて、法に基づいた指導助言等を引き続き行ってまいります。

## 2 生物密輸について

国内希少野生動植物等の違法な捕獲等について、種の保存法第57条の2では五百万円以下の罰金と定められております。

また、条例で罰金を定める場合、地方自治法第14条第3項で百万円以下と上限が定められているところであり、沖縄県希少野生動植物保護条例で定める個体の捕獲等に関する規定違反の罰金額については、地方自治法の上限額と同様に百万円以下と定めているところです。

県としては、引き続き密猟パトロールや普及啓発など、密猟防止に取り組んでまいります。

### 地方自治法

#### 〔条例〕

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。